

豊橋市がんばる個店応援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市がんばる個店応援事業に係る補助金の交付に関し、豊橋市がんばる個店応援事業補助金交付要綱（平成28年4月1日制定。以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は要綱第4条に定めるものとし、その細目は別表1に掲げるものとする。

(補助対象外経費)

第3条 申請人が契約による成果物を第三者に転貸している場合又は申請人と支払先の関係が、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象経費とすることができない。

(1) 申請人が個人（個人事業主を含む。）の場合であって次のいずれかに該当する場合

ア 申請人が、支払先の代表取締役又は親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。）である場合

イ 支払先が、申請人の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役又は親会社等とする法人である場合

(2) 申請人が法人（個人事業主を除く。）の場合であって次のいずれかに該当する場合

ア 支払先が、申請人の代表取締役又は申請者と同じ者を代表取締役とする会社である場合

イ 支払先が、申請人の親会社等又は子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）である場合

ウ 支払先が、申請人の代表取締役若しくは親会社等である自然人の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役若しくは親会社等とする法人である場合

2 経費の支払方法が次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象経費とすることができない。

ア クレジットカードによる支払いで購入した備品などの納入が補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外である場合。また分割払いにより、補助事業期間中に支払いが完了せず、所有権が補助事業者に帰属しない場合。

イ 仮想通貨、クーポン、クレジットカード会社等から付与された特典ポイント、金券、商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用による支払い

(補助対象者)

第4条 本補助金交付要綱第4条第3項第1号に定める市税とは、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税の5税目とする。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

事業区分		補助対象経費
店舗リフォーム		<p>要綱別表第1に定める店舗の接客の用に供される部分の修繕、模様替及び増築工事に要する費用とは以下のものをいう</p> <p>(1) 顧客が商品・サービスの提供を受ける上で、立ち入ることが可能な部分又は視界に入る部分を魅力的に変更するために行う、店舗の内装又は外装リフォーム工事に要する費用</p> <p>(2) (1)の工事を伴う、店舗敷地内に設置する店舗看板（建物や地面等据え付けに限る）などの附属設備設置又は更新に要する費用</p> <p>(3) (1)の工事を伴う、商品・サービスを顧客に提供するために必要となる、設置工事を伴う設備導入費用</p>
インターネットショップ開設・改善		要綱別表第1に定めるもので、実績報告時に事業の成果物が確認できるもの
外国人観光客 受入環境整備	外国語表記	要綱別表第1に定めるもので、外国人観光客（市内在住外国人とは異なる者）を受け入れるために行うもの
	無料公衆無線LAN設置	要綱別表第1に定めるもので、外国人観光客（市内在住外国人とは異なる者）を受け入れるために行うもの